

## 愛川ブランドPR支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛川ブランド認定品（以下「認定品」という。）を生産又は製造する事業者等（以下「認定事業者」という。）が、認定品を広く宣伝又は販売しようとする場合に、その経費の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 愛川ブランドの認知度を高めるため、認定品を広く宣伝し、販売促進等に取り組む意志のある認定事業者
- (2) 町税（国民健康保険税を含む。）に滞納のない認定事業者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、認定品を広く宣伝又は販売する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 認定品の商品パッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- (2) 販売促進に係る広告又は宣伝に要する経費
- (3) イベント等の出店に係る経費
- (4) 他の認定事業者の認定品を活用して開発した新商品等の原材料に要する経費
- (5) その他町長が特に必要と認めた経費

2 前項第4号に規定する経費の補助対象期間は、新商品の販売を開始した日の前日までとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内において、1認定事業者につき1年度2万円を上限として交付するものとする。

2 1事業当たりの補助金の額が前項の上限額を超えない範囲においては、1認定事業者の複数の事業に対して補助することができる。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、愛川ブランドPR支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳書及び見積書等の見込み額が分かる書類
- (2) 町税納入状況確認同意書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、その結果を愛川ブランドPR支援補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様

式)により、申請者に通知するものとする。

(変更等申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、愛川ブランドPR支援補助金変更等申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請内容の変更又は事業の中止の適否を決定し、その結果を愛川ブランドPR支援補助金変更承認決定通知書(第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業の完了した日から30日以内又は当該年度の年度末までのいずれか早い日までに、愛川ブランドPR支援補助金実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、愛川ブランドPR支援補助金交付請求書(第6号様式。以下「請求書」という。)とともに町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し又は要した経費の内訳が確認できる根拠書類

(2) 事業を行ったことがわかる写真又は製作物等

(3) 事業成果報告書

(4) その他町長が必要と認める書類

2 対象経費が第3条第3号に該当する場合には、前項第3号に販売した商品の売上集計票を記載するものとする。

3 町長は、同条の実績報告書及び請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、愛川ブランドPR支援補助金交付取消通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金等を交付しているときは、愛川ブランドPR支援補助金還付命令書(第8号様式)により、補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。